

※本仮訳は、NITEによる暫定的な翻訳であり、また最新の情報が反映されているものとは限りません。また、法令の解釈について、タイ政府と見解が異なる可能性もあります。  
※最新の正式な情報についてのご確認は、法令等の原文を参照のうえ、タイ政府のフォーカルポイントを通じて行われることをおすすめします。

---

生物資源へのアクセスと利益配分の基準及び方法に関する  
生物多様性保全・利用国家委員会規程 B.E 2554 (2011 年)

---

生物資源へのアクセス並びに生物資源から得られる利益配分に関する規定を同一の方向性で定め、1992 年に発効した生物多様性条約に適合させ、関連政府機関が本規程を遵守し、法律を実行、制定することに基づき、

2000 年生物多様性の保護・活用に関する総理府規定第 9(4) 項に基づき、生物多様性保全・利用国家委員会は、内閣の承認を得て下記の通り規定する。

第 1 項 本規程は、「生物資源へのアクセスと利益配分の基準及び方法に関する生物多様性保全・利用国家委員会規定 B.E 2554 (2011 年)」と称する。

第 2 項 本規程は、官報に告示された翌日から施行する。

第 3 項 本規程における、

「生物資源へのアクセス」とは、生物資源を用いるために、生物資源を採取する、もしくは収集することを意味する。又、それにはその生物資源に関わる知識を活用することも含む。

「法的権限を有する政府機関」とは、植物法、植物保護法、森林法、国立公園法、動物病原菌法、野生生物保全保護法、その他生物多様性保全・利用国家委員会が定める法令について権限を有する政府機関を指す。

「生物資源を有する政府機関」とは、法律に従って生物資源に関して教育し、研究し、出版し、保存し、分譲する義務権限を有する政府機関を指す。

「地域社会」とは、自身の地方における生物資源を持続的に保護、活用し、継続的に継承するよう、或いは生物資源の使用に関する知識を伝授するよう、教え諭され、又は導かれてきた共同体のことを指す。

「許可書」とは、生物資源へのアクセス許可を認めたことを証すために政府機関が発行した書類のことである。

「合意文書」とは、生物資源へのアクセス及び利益配分に関する合意事項を指す。

第 4 項 生物資源へのアクセスに関する規定が特に制定されていない場合、法的権限を有する政府機関や生物資源を有する政府機関は生物多様性保全・利用国家委員会が定めた様式に従った生物資源へのアクセス許可の申請を受けた時、又、本規程に定めた手順に従って実施された時、生物資源へのアクセスについて許可することができる。

上記の申請は、生物多様性保全・利用国家委員会が定めた証拠書類と共に提出しなければならない。

第 5 項 第 4 項における許可申請を受けた政府機関は、申請を受けた日から数えて 30 日以内に書類、証拠、その他の詳細全ての正確性をチェックしなければならない。書類、証拠、その他の詳細に不備が見つかった場合、定められた期間内に修正及び完成するよう申請者に通知しなければならない。

第 6 項 生物資源へのアクセスがいずれかの地方政府の管轄場所にある場合、許可申請を受けた政府機関は、許可書の申請の検討を行うため、地方政府に見解の確認を行わなければならない。また地方政府は許可書発行について意見を述べる義務を有す。

第 7 項 許可申請を受けた政府機関は、申請を受けた日から数えて、又は正確に揃った書類、証拠、その他の詳細を受領した日から数えて 90 日以内に許可書の検討を行わなければならない。

第 8 項 政府機関が許可書発行を認めた場合、許可申請者に対し、通知を受けた日から数えて 30 日以内に当該政府機関に完成版の研究計画書を送付するよう通知しなければならない。その後、当該政府機関は許可申請者（被許可者）との間で生物資源に関するアクセス及び利益配分に関する合意文書を作成し、また生物多様性保全・利用国家委員会の定めた様式に従い、許可書を発行しなければならない。当該政府機関は、生物多様性保全・利用国家委員会へ合意文書の写し並びに許可書の写しを提出しなければならない。

第 9 項 生物資源へのアクセスが、タイ王国における教育機関のカリキュラムに従った学術的研究又実験用であり、商業目的ではない場合、許可申請者は当該理由で生物資源へアクセスするという教育機関からの証明書を許可書申請と共に提出しなければならない。また許可書を受領した後、許可書を発行した政府機関が認めた場合は、第 8 項に定めた合意文書の作成を行わなくてもよい。

第 10 項 第 8 項に従った許可書並びに合意文書の期限は 1 年以内とする。政府機関から許可を受けた場合において実行する許可期間を延長する場合、許可は 1 回 1 年を超えない範囲で延長し、その場合当初許可を受けた期間内に政府機関が新規に許可書を発行する。

被許可者の合意文書に反する行為が認められたとき、政府機関は許可期間満了を待たずに許可を取り消す事がある。または許可書を発行した政府機関と被許可者の同意があった場合においても同様とする。

第 11 項 第 8 項の許可書を発行した政府機関と被許可者の間における合意文書について、金銭的又は非金銭的なものに関わらず政府機関、被許可者、地域社会が受領するであろう生物資源へのアクセスにおける支払額、権利、利益、法に従った税額、その他の費用に関しての合意事項を明記しなければならない。

第 12 項 商業目的ではない場合の第 8 項の合意文書については、少なくとも以下の内容がなくてはならない。

(1) 被許可者と生物資源にアクセスしようとする個人、法人の詳細。例として、名前、住所、職業、年齢、主移住地など。

(2) アクセスを予定している生物資源の明記可能な生物資源の種 (species)、品種 (cultivars/varieties)、属 (genus)、科 (family) の一覧や詳細、形状、サンプル数など。サンプルの収集が必要な場合、収集するサンプルは必要以上のものであってはならず、法令や規定が特に定めた数量を超えてはならない。

(3) 生物資源へのアクセスを予定している期間、ソース (対象)、場所。許可書の効力を失った際の措置について。

(4) 許可書を発行した政府機関が当該生物資源へのアクセスから得られるデータにアクセスし、調査できるという権利について。生物資源へのアクセスにおける合意文書に従った行動並びにアクセス促進についての、許可書を発行した政府機関の義務について。

(5) 被許可者と生物資源へアクセスしようとする者は、政府の法令及び規定を遵守し、環境へ影響を与えないような生物資源へのアクセス方法を採用し、関係者以外が生物資源へアクセスすることを防ぎ、生物資源へアクセスしている間にデータ開示が必要な場合は、被許可者は許可書を発行した政府機関に対して生物資源のデータ及び由来について通知し、又、生物資源へアクセスしている間、並びにその後において、生物資源へのアクセス結果の報告を行わなければならない。

(6) 被許可者と生物資源へアクセスしようとする者は、アクセスから得られる生物資源、生物物質又はデータについて合意文書範囲外の使用目的で利用してはならない。

(7) 被許可者と生物資源へアクセスしようとする者は、自身が許可を得た生物資源及び情報について関係者以外にアクセスさせてはならない。

(8) タイ国籍の研究者もしくは科学者が生物資源へのアクセスするための条件について。

(9) 新たに発見した生物資源や生物物質の管理について。

(10) 生物資源の利用並びに被許可者は合意に基づく権利を第 3 者に譲渡しないこと。ただし、許可を出した政府機関からの書面の同意がある場合は除く。

(11) 被許可者が合意文書に違反した場合の措置について。

(12) タイ王国の法令に定められた解釈のもと実施すると定めた事項。

(13)被許可者が商業目的で生物資源にアクセスしてはならないとした条件。生物資源にアクセスする目的が後に商業目的に変更となった場合は、商業目的での生物資源へのアクセスについての合意文書を本規程に従って許可書を発行した政府機関との間で作成しなければならない。

第 13 項 商業目的利用における合意文書は、第 12 項(13)を除く第 12 項の内容が必要であることに加え、下記に掲げる内容が必要である。

- (1) 生物資源へのアクセスから生じる権利や知的財産権の管理について。
- (2) 生物資源へのアクセスを開始してから許可書が失効するまでの間、被許可者が合意事項に従って生産物、製品、製造工程、又生物資源から得られるデータを利用して得た、支出項目が引かれる前の利益の配分について。

第 14 項 調査、モニタリング、管理及び結果の報告のため、許可書を発行した政府機関は被許可者との間で定めた少なくとも 3 ヶ月に 1 回の期間で、生物資源へのアクセスと利用に関する進捗状況のレポート提出について合意しておくこと。又、許可書が失効する際、生物資源のアクセスと利益配分についての成果報告についても合意しておくこと。

第 15 項 許可書を発行した政府機関は、被許可者が合意文書に従って実施しているか否かを厳格に調査、モニタリング及び管理し、合意文書に則った生物資源へのアクセスと利益配分の進捗状況を生物多様性保全・利用国家委員会に対して少なくとも 6 ヶ月に 1 回の当該委員会が定めた期間に従って報告する義務を負う。また、許可書が失効する際にも生物資源へのアクセスと利益配分の結果について生物多様性保全・利用国家委員会へ報告を行うこと。

第 16 項 生物多様性保全・利用国家委員会会長はこの規定に従って代表を務めることとする。

告示日 2011 年 2 月 13 日

スウィット クンキッティ

天然資源・環境大臣

生物多様性保全・利用国家委員会会長